

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
第1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり							
1	1 暴力を許さない社会の実現に向けた教育・普及啓発の充実		17	県民生活・男女参画課	・配偶者からの暴力の防止に関する啓発の講演会や講座の開催、企画展示などにより、配偶者からの暴力は許さないという県民意識の醸成を図る	1	・県民講演会（H24.11.14 会場：びゅあ総合） 講演「身近な問題「DV」について知ろう～だれにでもおきるDV・デートDV」 講師 山口 のり子 さん（アウェア代表） 参加者数：約100名 ・企画展示（H24.11.13～11.25 会場：びゅあ総合） 啓発資料、募集したパープルリボン、デートDV関連資料など ・DV啓発パンフレット作成（市町村、関係機関に配布） 「ひとりて悩まないで」（6,000部）
				県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・配偶者からの暴力の防止に関する啓発の講演会や講座の開催、企画展示などにより、配偶者からの暴力は許さないという県民意識の醸成を図る	1	配偶者からの暴力の防止に関する啓発の講演会や講座などを開催し、“配偶者からの暴力は許さない”という県民意識の醸成を図った。 ・6月8日「DV実務者養成講座～DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 ・6月27日～7月19日「DV被害者相談と支援・実務者研修」（5回開催） ・12月1日「地域の中で個々の問題に寄り添う～DVと虐待～」 ・1月30日「女性と子どもを守るびゅあネットワーク情報連絡会」 ・11月「DV防止啓発展示」の企画展示
				県民生活・男女参画課	・パンフレットや県のホームページなどの啓発では、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行う。 ・外国人や障害をもつ人に対しても、適切な情報提供に努める。	1	パンフレットやホームページの作成にあたっては、被害者の安全を十分に配慮し作成している。また、ホームページでは日本語以外の7カ国語でDVの情報が得られるほか、視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。
				義務教育課	・学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にした教育を実施する。	1	・H24.5.31 校長研修会 350名参加 ・H24.6.7 教頭研修会 370名参加 ・H24.5.17 生徒指導担当者会 270名参加 ・H24.11.8 児童虐待防止研修会（児童家庭課と共催） の研修会において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
2	2 配偶者からの暴力被害の発見への取組の充実	(1)通報 ア 一般からの通報	17	高校教育課	・学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にした教育を実施する。	1	LHRや生徒指導部主催の講演会などで人権尊重意識を高める取組みを実施した。研究協議会をはじめとして、あらゆる場面を生かして担当教職員へ生徒一人ひとりを大切にした教育の実施について要請した。
3			19	県民生活・男女参画課	・県民が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう、パンフレット等を作成し、周知する。	1	通報制度に関する内容を啓発パンフレット及びホームページに掲載し、周知を行った。
4			19	県民生活・男女参画課	・配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための講演会等による啓発の際には、通報等の趣旨について適切に周知する。	1	講演会や企画展示において通報等の趣旨を周知した。 DV県民講演会(H24.11.14)、DV企画展示(H24.11.13～11.25)
5			19	県民生活・男女参画課	・一般又は被害者本人からの通報に質するよう、被害者が手取りやすい場所への「DV相談カード」等の設置を進める。	1	・関係機関へのDV相談カードの設置を進めた。（設置済：220カ所） ・民生委員・児童委員へ配布し、協力を依頼した（約2,500人）
6			19	健康増進課	・母子保健地域組織である愛育会活動において、被害者の早期発見や未然防止に繋がるよう、普及啓発や情報提供を行う。	1	山梨県愛育連合会の家庭の養育力研修（H25.3.11実施 参加者：103名）で児童虐待をテーマに学習し、併せてDVについても理解を深めた。
7			20	県民生活・男女参画課	・被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等の情報について、パンフレット等を作成し、医師その他の医療関係者等に対し周知する。	1	医療関係者を対象とした啓発資料（保健・医療機関におけるDV被害者対応シート）を県内医療機関に送付している。
8			20	医務課	・医療関係者向け会議や研修会の際に、法の規定や趣旨、対応方法等について、パンフレット等を活用して周知する。	1	山梨県看護協会に委託している研修会等において、看護職員にパンフレットを配布し周知した。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)	
11			20	健康増進課	・市町村の母子健康手帳交付時や母親学級時などあらゆる機会を通じて、被害に関する早期発見と支援ができるよう、市町村や保健所の職務関係者に対して周知する。	1	県民生活、男女参画課作成のリーフレット等を活用して、保健所、市町村等の保健師を対象とした研修会で周知した。	
12			20	県民生活・男女参画課	・県医師会と県歯科医師会に対しては、職員を対象とした研修への参加の呼びかけや、資料提供を行う。	1	職務関係者を対象とした研修会及び県民講演会への参加を呼びかけた。	
13			(2)通報への対応 ア 配偶者暴力相談支援センター	20	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・地域住民や子どもに関わる機関等から通報があった場合には、通報者から被害者に、配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求める。	1	通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターの業務内容や電話番号を教示した。
14			20	児童家庭課	(女性相談所) ・地域住民や子どもに関わる機関等から通報があった場合には、通報者から被害者に、配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求める。	1	被害者が直接配偶者暴力相談支援センターへ連絡するよう通報者に協力を依頼している。また、被害者が暴力を受けている場合は、被害者が警察へ通報するように情報提供している。	
15			20	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・通報者の氏名等の取扱いには十分注意する。	1	通報者に限らず、個人情報の取り扱いには十分注意している。	
16			20	児童家庭課	(女性相談所) ・通報者の氏名等の取扱いには十分注意する。	1	通報者の氏名等の取り扱いに注意している。	
17			20	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察に通報するとともに、一時保護を受けることを勧めるなど、警察と連携して被害者の安全確保を図る	1	被害者の状況を確認し、被害者の安全を確保するために、警察及び民間シェルターと連携し、被害の防止のための措置を実施した。	
18			20	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察に通報するとともに、一時保護を受けることを勧めるなど、警察と連携して被害者の安全確保を図る	1	被害者の状況を確認し、本人の許可を得た上で、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	
19			21	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所等に通告を行うとともに、その後の支援について児童相談所等と十分な連携を図る。	1	該当する図ったケースはなかったが、必要と思われるケースについては、十分な連携を図っている。	
20			21	児童家庭課	(女性相談所) ・通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所等に通告を行うとともに、その後の支援について児童相談所等と十分な連携を図る。	1	児童虐待に当たる事例については児童相談所と連携し、相互に相談支援を行っている。	
21			21	児童家庭課	(女性相談所) ・医療関係者からの通報を受けた場合、被害者の意思を踏まえ本人に女性相談所への連絡を助めてもらえるよう依頼し、必要な説明や助言を行う。状況により、当該医療機関に向向いて、被害者の相談等に応じる。	1	本人の意志のもとに医療機関からの連絡を受け、状況により、医療機関に出向き、相談に応じている。退院後も継続して支援を行っている。	
22			(2)通報への対応 イ 警察	21	県警	・配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害事犯であることを十分理解し、迅速かつ的確に対処する。	1	・配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害事犯であることを十分理解し、迅速かつ的確に対処した。(配偶者暴力事案対応件数～184件)
23				21	県警	・配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策を図る。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、指導警告等を実施する。	1	・配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策を図った。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙したほか、指導警告等を実施した。(加害者に対する指導・警告～78件、保護命令違反～0件、他法令による検挙～21件)

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況（1,2,3のいずれかを記入）	実施状況（件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。）
24			21	県警	・被害者に対し、必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等関係機関の業務内容や保護命令制度の教示等、助言を行う。	1	・被害者に対し、必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等関係機関の業務内容や保護命令制度の教示等、助言を行った。
25	3 未然防止対策としての若年層への啓発の実施		22	県民生活・男女参画課	・大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの発行や男女共同参画推進センターによる講座の開催等、各年齢層に応じた啓発を行う。	1	・県民講演会でDVとデートDVの防止をテーマにした講演会を開催した。（H24.11.14） 講演「身近な問題「DV」について知ろう～だれにでもおきるDV・デートDV」 講師 山口 のり子 さん（アウェア代表） 参加者数：約100名 ・DV啓発パンフレットを作成し、その中でデートDVについても啓発を実施。「ひとりて悩まないで」（6,000部）
26			23	県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・講座の開催等により、男女平等、命の尊さ、暴力防止などについて、子どもとその親を対象に普及啓発を実施する。	1	子どもとその親を対象にした出前講座を開催し、男女平等、命の尊さ、暴力防止などについて普及啓発を実施した。 ・「いのちの学習」（日本助産士会講師により、県内小学校21校で実施） ・10月20日「幼児と低学年のための誕生学」（八田小学校） ・10月30日「学校に上がる前に家庭でできる準備」（富士見小学校） ・11月21日「かけがえのない命を大切にできる心と体づくり」（甲府東小学校） ・1月26日「子どもの心を育てるコミュニケーション」（わかば幼稚園）
27			23	義務教育課	・学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づき一人ひとりを大切にした教育を実施する。（再掲）	1	・H24.5.31 校長研修会 350名参加 ・H24. 6.7 教頭研修会 370名参加 ・H24. 5.17 生徒指導担当者会 270名参加 ・H24.11.8 児童虐待防止研修会（児童家庭課と共催） の研修会において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
28			23	高校教育課	・学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づき一人ひとりを大切にした教育を実施する。（再掲）	1	LHRや生徒指導部主催の講演会などで人権尊重意識を高める取組みを実施した。研究協議会をはじめとして、あらゆる場面を生かし担当教職員へ生徒一人ひとりを大切にした教育の実施について要請した。
29			23	高校教育課	・生徒を対象に、生徒指導に関する諸問題（いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等）を取り上げた講習会や研修会を実施する。	1	「薬物乱用防止教室」「交通講話」を必須開催としていることから、少なくとも1回は、各学校で全校生徒対象にした講習会等を実施している。命の尊さや生き方について、交通事故で亡くなった方の遺族を招いて講演会を実施した高校もあった。
30			23	高校教育課	・生徒指導主事研究協議会の中で、将来の配偶者からの暴力にも繋がる生徒間の「いじめ、暴力、人権問題等」をテーマに研修会を実施する。	1	生徒指導主事研究協議会の中で、県民生活・男女参画課から講師を招き、DV防止や女性の人権に関する研修会を実施した。また、児童相談所から講師を招き、虐待防止に関する研修を行った。
31			23	高校教育課	・いじめ調査を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組む。	1	いじめ調査を年間3回実施しており、その都度必要に応じて、早期に対応する体制ができています。
32			23	義務教育課	・携帯電話やインターネットに関する情報モラル教育を推進する。	1	H24.5.17生徒指導主事研修会（270名） H25.2.26中学校生徒指導主事研修会（100名） において、情報モラルに関する現状と課題、その対策について研修会を行った。
33			23	高校教育課	・携帯電話やインターネットに関する情報モラル教育を推進する。	1	生徒を対象とした生徒指導に関する研修会・講演会において、スマートフォンの使い方と危険性に関する取組みを実施した。ほとんどの高校で県民生活センターや警察と連携を取り、サイバー犯罪に関する安全教室を実施した。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況（1,2,3のいずれかを記入）	実施状況（件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。）	
第2 相談・保護体制の充実								
34	1 安心して相談できる環境の整備	(1)配偶者暴力相談支援センター ア 配偶者暴力相談支援センターの機能	25	児童家庭課	（女性相談所） ・男女共同参画推進センターびゅあ総合や市町村等の相談窓口と連携を図り、ケース支援、処遇困難事例への対応、広域連携や関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図る。	1	びゅあ総合や、市町村など関係機関と連携して問題解決への支援を行っている。困難事例にはアドバイザーを依頼し、びゅあ総合や関係市町村の担当者とともにケース検討を行っている。	
35			26	児童家庭課	（女性相談所） ・夜間の電話相談を実施し、被害者が利用しやすい相談体制の充実に努める。	1	夜間の電話相談を夜8時まで実施し、相談体制の充実を図っている。夜間相談件数117件（うちDV37件）	
36			26	児童家庭課	（女性相談所） ・リーフレット等を作成し、配偶者暴力相談支援センターの相談窓口やその特徴について周知を図る。	1	研修会等を利用し、リーフレットを配布した。また、リーフレット設置場所に補充を行った。	
37		(1)配偶者暴力相談支援センター イ 相談を受けた場合の対応		27	県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・被害者からの相談に当たる職員は、被害者の話を十分に聴き、本人の意思を尊重して、必要な情報提供を行うほか、必要な援助を受けることを勧める。	1	被害者の話を十分に聴き、被害者の意思を尊重した上で、市町村や関係機関と連携しながら適切な情報提供及び助言を行うほか、必要な援助をした。
38				27	児童家庭課	・被害者からの相談に当たる職員は、被害者の話を十分に聴き、本人の意思を尊重して、必要な情報提供を行うほか、必要な援助を受けることを勧める。	1	相談員の相談は、「傾聴」「受容」「共感」を基本にして、本人の意志決定に基づいた支援を行っている。毎朝職員全員による簡単なケース検討を行い、処遇困難ケースについては、外部のアドバイザーによるスーパービジョンを開催し、相談者に対する態度、情報提供、支援の内容について検証している。
39				27	県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・被害者の国籍、傷害の有無、年齢を問わず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行う。	1	外国籍の被害者や高齢の被害者などからの相談に対しても、被害者のプライバシー保護、安全、安心の確保を図りながら対応した。
40				27	児童家庭課	・被害者の国籍、傷害の有無、年齢を問わず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行う。	1	被害者の国籍、年齢等を問わず受容的な態度で相談を受けている。必要に応じて通訳を利用。
41				27	県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう努める。	1	被害者の話を十分聞き、相談に至ったことを労った上で、更なる被害が生じないよう適切な対応に努めた。
42				27	児童家庭課	・不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう努める。	1	DV被害者支援にかかる注意事項等について知識を深め、二次被害の発生には最大限の注意を払った対応に努めている。また、関係者の研修会を実施。（支援関係者への普及啓発を実施。）
43				27	県民生活・男女参画課	（びゅあ総合） ・児童虐待に当たると思われる場合は、児童相談所等に通告するとともに、児童相談所等と十分な連携を図る。	1	該当ケースはなかったが、児童虐待と思われるケースについては、児童相談所と十分な連携を図っている。
44		27	児童家庭課	・児童虐待に当たると思われる場合は、児童相談所等に通告するとともに、児童相談所等と十分な連携を図る。	1	・児童虐待に当たると思われる場合は、児童相談所等に通告するとともに、児童相談所等と十分な連携を図っている。		
45		(1)配偶者暴力相談支援センター ウ 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等		27	児童家庭課	（女性相談所） ・心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して精神科医による相談を勧める。必要に応じて精神保健福祉センターと連携して、心身の安定への支援を行う。	1	非常勤嘱託の精神科医による医療相談を毎月1回開催している。（5件）精神保健福祉センターと連携した支援を行っている。
46				28	児童家庭課	（女性相談所） ・一時保護中の被害者が医療機関で受診する際は、必要に応じて同行して医師の診察等を受ける支援を行い、適切に対応する。	1	一時保護中の被害者の病院受診に同行し、安全に受診できるよう支援している。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
47	(2)警察 ア 相談を受けた場合の対応		28	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者が同伴する医学的又は心理学的な援助等を必要とする子どもに対しても、児童相談所と連携して、適切に対応する。	1	同伴児の医学的、心理学的な支援が必要である場合は、被害者の了解のもとに児童相談所へ情報を伝え、連携した対応を行っている。
48			28	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・女性相談所と連携し、心身のケアや一時保護が必要な相談者について、十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぎます。	1	該当するケースはなかったが、カウンセリングや一時保護が必要な場合や連携が必要な場合には、十分な配慮のもと女性相談所に引き継いでいる。
49			28	県警	・暴力の実態や被害者がもつ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、二次的被害を防止することに配慮する。	1	・警察職員に対し、暴力の実態や被害者がもつ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解し、二次的被害を防止することに配慮することを指導教養した。
50			28	県警	・暴力が行われていると認められた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の紹介、加害者に対する指導警告等警察が取り得る各種措置について、被害者の状況に応じて教示する。	1	・暴力が行われていると認められた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の紹介、加害者に対する指導警告等警察が取り得る各種措置について、被害者の状況に応じて教示した。
51			28	県警	・刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施する。被害者に被害届けの提出の意思がない場合でも、危険性について説明し、被害届けの提出を働きかけ、必要に応じて説得する。	1	・刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施する。被害者に被害届けの提出の意思がない場合でも、危険性について説明し、被害届けの提出を働きかけ、必要に応じて説得した。
52			28	県警	・立件が困難な場合でも、被害者及びその関係者に危害のおよぶ恐れがある事案については、加害者に指導警告等を実施する。	1	・立件が困難な場合でも、被害者及びその関係者に危害のおよぶ恐れがある事案については、加害者に口頭等で指導警告等を実施し、上申書を徴した。
53			29	県警	・加害者から復縁を求めてのつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適用した措置を厳正に講じる。	1	・加害者から復縁を求めてのつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適用し、文書警告等の措置を厳正に講じた。
54			29	県警	・被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境の整備に努める。	1	・被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、被害者の希望を踏まえて女性警察職員が被害相談対応にあたり、加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境の整備に努めた。
55			29	県警	・警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、関係機関を教示し、当該機関に引き継ぐ。	1	・警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、関係機関を教示し、当該機関に引き継いだ。
56			(2)警察 イ 援助の申出を受けた場合の対応		29	県警	・被害者から援助を受けたい旨の申出を受けた場合は、必要な措置を講じる。
57	29	県警			・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行う。	1	・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行った。
58	(3)婦人相談員		30	児童家庭課	・婦人相談員は、被害者自らが選択・決定する問題解決に当たっての必要な情報提供や適切な助言を行う。	1	被害者自らが問題解決に当たっての選択、決定ができるように必要な情報提供・助言を行っている。 保護命令、警察への被害届、住宅・就労情報、離婚調停、受けられる制度等の情報提供を行っている。
59			30	児童家庭課	・婦人相談員は、専門研修への参加などにより、十分な知識を得られるよう努める。	1	相談員全員を研修へ派遣、専門的な研修を受け、知識を得ている。
60			30	児童家庭課	(女性相談所) ・婦人相談員は、男女共同参画推進センターびゅあ総合や市町村など、他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努める。	1	びゅあ総合や、市町村、警察へ相談した被害者についても、当該機関と連携して問題解決への支援を行っている。
61	(4)県関係機関		31	児童家庭課	・児童相談所は、配偶者暴力相談支援センターと緊密に連携をとって適切に対応する。	1	児童相談所は、配偶者暴力相談支援センターと緊密に連携をとって適切に対応している。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)	
62			31	健康増進課	・市町村や保健所等、地域の福祉部門が相談を受けた場合は、個々の事情に即して適切な助言と対応ができるよう、各関係者に対し周知する。	1	県民生活、男女参画課作成のリーフレット等を活用して、保健所、市町村等の保健師を対象とした研修会で周知した。	
63			31	障害福祉課	・精神保健福祉相談や、「こころの電話相談（ストレス・ダイヤル）」での相談において、その内容が配偶者からの暴力に関わるものであった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介するなど、連携を図る。	1	精神保健福祉センターにおける平成24年度の「配偶者からの暴力に関わる相談」は4件。いずれの相談も配偶者暴力相談支援センター関わっているケースで、メンタルな支援を求めて当センターに相談があり、必要に応じて関係機関に繋がった。	
64			31	障害福祉課	・精神保健福祉センターでは、女性相談所と連携して、被害者に対する心理的側面からの援助等を行う。	1	女性相談所から紹介を受けた場合には、精神保健福祉センター全体で対応。年間数件対応で、必要に応じて関係機関に繋がった。	
65			31	県民生活・男女参画課	・相談や情報提供を行う県や市町村の窓口について広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	パンフレットやホームページで相談窓口を周知し、早期相談を呼びかけた。	
66			31	県民生活・男女参画課	・あらゆる機会を通じ、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知する。	1	市町村との連携会議等あらゆる機会を通じて、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知している。職務担当者を対象とした研修会において、市町村の役割の重要性を説明した。 職務担当者研修会 H24.9.12 会場：びゅあ総合 講演：「DV被害女性と子どもへの支援～フェミニストカレッジの現場から～」 講師：ウイリス カレッジ 京都代表 井上摩耶子 さん 参加者数：72名	
67			31	児童家庭課	・あらゆる機会を通じ、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知する。	1	あらゆる機会を通じ、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知している。	
68			2 被害者の緊急かつ安全な保護の実施	(1)緊急時における安全の確保	32	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者及びその同伴する家族の緊急時（一時保護が行われるまでの間）の保護や加害者からの追求の対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1
69	32	児童家庭課			(女性相談所) ・被害者及びその同伴する家族の緊急時（一時保護が行われるまでの間）の保護や加害者からの追求の対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1	緊急性のある被害者及び同伴する家族について、休日、夜間を含めた連携体制を確立し、警察と連絡を取りあい、安全の確認をしている。警察から被害者の保護依頼があった場合は警察の同行を依頼している。	
70	32	児童家庭課			(女性相談所) ・加害者からの危害を加えられるおそれが高い場合は、警察と連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図る。	1	危害が増えらるおそれが高い場合、相談者には警察へ連絡するよう情報提供している。警察へ警戒措置を依頼するとともに、連携した対応を行っている。	
71			32	児童家庭課	(女性相談所) ・市町村において、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保について検討が行われるよう働きかける。	1	市町村からの被害者等について相談が寄せられた場合は、女性相談所へ相談に来所する際の同行を依頼している。必要に応じて安全な居住先の確保等を依頼している。市町村担当者の研修会においても緊急時の被害者等の安全確保について働きかけをしている。	
72			(2)一時保護	33	児童家庭課	(女性相談所) ・夜間・休日を問わず、一時保護を速やかに行う体制を整える。	1	夜間・休日の一時保護については、警察等と連携して、速やかに一時保護を実施。
73			33	児童家庭課	(女性相談所) ・福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図る。	1	必要に応じて、福祉事務所、警察等関係機関と連絡を取り、連携して相談者の安全の確保や、支援を行っている。	

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
74			33	児童家庭課	(女性相談所) ・入所者の疾病や心身の健康状態に応じて、医学的・心理学的な援助を行うことができる職員を配置し、職員が連携して問題の整理・解決を図る。	1	入所者の健康状態について保健師が入所時に面接相談を実施して、健康情報を整理し、必要に応じて保健指導、嘱託医、臨床心理士の面接相談を行うなど職員が連携して対応に当たっている。
75			33	児童家庭課	(女性相談所) ・同伴する子どもについては、児童相談所と密接に連携を図り、適切な支援を行う。	1	同伴する子どもについて、児童相談所と連携を図り、学習、生活指導や必要に応じて児童相談所への一時保護依頼などを行っている。
76			33	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じ、都道府県域を超えた広域的連携、民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施する。	1	他県の母子生活支援施設への入所や、民間のシェルターへの一時保護委託を行っている。
77			33	児童家庭課	(女性相談所) ・自立への見通しがつかなかった被害者に対しては、婦人保護施設において心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行う。	1	一時保護が長期化(2週間以上)した場合は「婦人保護施設入所」に切替えて保護し、自立に向けた支援を行っている。
78			33	児童家庭課	(女性相談所) ・適切な母子生活支援施設への入所など、都道府県域を超えた広域的連携を円滑に実施する。	1	母子生活支援施設への入所などは住所地のある市町村と連携し対応している。
79			33	児童家庭課	(女性相談所) ・一時保護後における、自立支援プログラムを作成し、自立支援を進める。	1	計画的支援を行うため必要なケースに試行した。
80			3 保護命令に対する適切な支援と対応	(1)保護命令制度の利用	34	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者に対し保護命令制度の説明を行うとともに、申立てを希望する場合は、申立先の裁判所や申立書の記入方法等について助言し、円滑に手続きができるよう支援する。
81	34	児童家庭課			(女性相談所) ・被害者に対し保護命令制度の説明を行うとともに、申立てを希望する場合は、申立先の裁判所や申立書の記入方法等について助言し、円滑に手続きができるよう支援する。	1	保護命令について、DV相談者に情報提供している。申立書、陳述書記述の支援、申立て時の同行支援を行っている。 書面提出件数 4件
82	34	児童家庭課			(女性相談所) ・必要な場合は、裁判所に行く際に付き添って支援するほか、保護命令発令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、事前に警察への情報提供を行うなど、警察との連携を図る。	1	必要に応じて裁判所へ申立に同行し支援を実施し、被害者の安全確保のため警察と連携を図っている。
83	(2)保護命令の通知を受けた場合の対応 ア 配偶者暴力相談支援センター	35		児童家庭課	(女性相談所) ・裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、安全確保や保護命令後の留意事項について情報提供している。	1	裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合は、安全確保や保護命令後の留意事項について被害者へ情報提供している。
84		35		児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の住所又は居所を管轄する警察と連携し、被害者の安全確保に努める。	1	警察と連携し、被害者の安全確保に努めている。
85		35		県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、速やかに女性相談所に連絡する。	1	該当するケースはなかったが、該当ケースが生じた場合には、速やかに女性相談所へ連絡するよう努めている。
86		(2)保護命令の通知を受けた場合の対応 イ 警察		36	県警	・被害者との連絡を密にし、被害者保護を徹底する。	1
87	36		県警	・裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示する。また、加害者に対し保護命令の趣旨等を認識させるなど指導警告を実施する。	1	・裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示した。また、加害者に対し保護命令の趣旨等を認識させるなど指導警告を実施した。(保護命令対象4件すべての加害者に対し、保護命令の認識確認と法令を遵守するように指導した。	

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
88			36	県警	・被害者の安全確保について、配偶者暴力相談支援センターと情報の共有を行い、連携を図る。	1	・被害者の安全確保について、配偶者暴力相談支援センターと情報の共有を行い、連携を図った。
89			36	県警	・保護命令違反のほか、加害者が被害者に対し、刑罰法令に触れる行為を行った場合は、各種法令を適用した措置を講じる。	1	・保護命令違反のほか、加害者が被害者に対し、刑罰法令に触れる行為を行った場合は、各種法令を適用した措置を講じた。
第3 被害者の自立支援の充実							
90	1 福祉制度を活用した支援の充実		38	児童家庭課	・福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行う。	1	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行っている。
91			38	児童家庭課	・母子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行う。	1	母子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行っている。
92			38	児童家庭課	・生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう情報提供を行う。また、子どもとともに生活する被害者に対し、活用できる福祉施策について情報提供を行う。	1	生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう情報提供を行っている。また、子どもとともに生活する被害者に対し、活用できる福祉施策について情報提供を行っている。
93	2 就業支援の充実		39	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	就業や就業のための訓練が必要な相談者に対しては、随時関係機関と連携を図り、情報提供と助言を行っている。
94			39	児童家庭課	(女性相談所) ・公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	就労が必要な相談者に対してはハローワークのDV担当と連携を取り、支援を行っている。また、インターネットでの求人情報を入手するなど、相談者の便宜を図っている。
95			39	児童家庭課	(女性相談所) ・子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を促す。	3	該当事例なし。
96			39	産業人材課	・職業訓練をはじめ、被害者の自立に有効な職業訓練の情報を被害者に提供する。	1	母子家庭の母等の職業的自立促進事業を行った。 定員15人、受講者9人、修了者8人、事業費2,226千円 ※DVを受けた受講者の有無は不明
97			39	労政雇用課	・就職相談や無料職業紹介など、雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、被害者の自立に有効な情報を提供する。	1	実績：職業相談18,575件、職業紹介9,402件、カウンセリング1,931件ほかハローワークと連携し、雇用関連サービスをワンストップ提供した。 ※被害者のみの件数は集計不可能なため全利用件数を記載
98			39	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じ、公共職業安定所等への同行支援を行うなど、支援に努める。	1	就労が必要な相談者に対し、ハローワーク及び就労面接に同行するなど支援を行っている。
99	3 住宅確保に係る支援の充実		40	児童家庭課	(女性相談所) ・住宅の確保について情報提供を行う。	1	自立支援のためステップハウス（公営住宅の一時保護使用）を確保している。また、県営住宅のみならず、市町村営住宅についても情報提供し、市町村の理解・協力のもと、連携を取りながら住宅確保の支援を行っている。
100			40	建築住宅課	・被害者が県営住宅への入居を希望する場合は、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、弾力的に運用する。	1	県営住宅の優先入居対象者として、取り扱っている。連帯保証人の所得要件を問わないなど、特例的な扱いをしている。平成24年度末で10戸入居しており、うち1戸が新規契約者として平成24年度より入居を開始している。
101			40	建築住宅課	・被害者が目的外使用できる県営住宅の住戸を確保するとともに、その拡大を図る。	1	平成24年度においては、2市（甲府市、韮崎市）に3戸確保した。平成24年度における利用実績（甲府市1戸利用）
102			40	建築住宅課	・被害者が県営住宅に速やかに入居できるよう、空き家情報の提供を行う。	1	被害者に対して、速やかに入居できるように空き室のある団地を優先して紹介している。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)		
103	4 子どもに対する支援の充実		42	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・同居する子どもの就学や保育について、被害者への情報提供を行う。	1	就学や保育について情報提供を行った。また必要な機関に被害者に関する情報提供を行うとともに連携し、子供の連れ去り防止に努めている。		
104			42	児童家庭課	(女性相談所) ・同居する子どもの就学や保育について、被害者への情報提供を行う。	1	同居する子供の修学や保育について、被害者へ情報提供している。		
105			42	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種や検診が受けられることについて被害者への情報提供を行う。	1	被害者と子どもの安全に配慮しながら、関係する市町村と連携して、情報提供を行っている。		
106			42	児童家庭課	(女性相談所) ・子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種や検診が受けられることについて被害者への情報提供を行う。	1	情報提供を行っている。		
107			42	児童家庭課	・子どもと日常的に接することが多い保育士等の保育関係者に対し、様々な研修等の場を通じて、児童虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、周知徹底を図る。	1	保育士等や保育関係者及び相談対応者等を対象に、児童虐待防止研修会の開催及び相談対応についての研修を行った。 (H24.11.8 会場：山梨県立文学館)		
108			42	児童家庭課	・被害者の子どもへの接近禁止命令制度の趣旨や概要について、教育委員会や学校、保育所等への周知を図る。	1	教育委員会を通じて、各学校に接近禁止命令制度の趣旨や概要について周知し、相談者の転校元の学校にも転校先を知らせないことや、外部からの生徒の在籍状況の問い合わせにも答えられないよう要請している。		
109			42	児童家庭課	(女性相談所) ・接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	接近禁止命令が発令される以前から学校へは子と夫の接近について配慮を依頼するよう促している。保護命令発令後はその旨を学校へ伝え、夫を接近させないよう協力を依頼するよう促している。		
110			42	県警	・接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	・接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促した。		
111					42	義務教育課	・教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう次のことを行う。 ①配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図る。 ②子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。 ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境の整備に努める。 ④教育関係者等に対し、児童虐待に関する留意事項や、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、周知徹底を図る。	1	・H24.5.31 校長研修会 350名参加 ・H24.6.7 教頭研修会 370名参加 ・H24.5.17 生徒指導担当者会 270名参加 ・H24.11.8 児童虐待防止研修会（児童家庭課と共催） の研修会において被害者の保護に関する取組などについて要請するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、年間計画に基づいて活動を行った。また、運営協議会等をととして、関係機関との連携を図った。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
112			42	高校教育課	・教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう次のことを行う。 ①配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図る。 ②子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。 ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境の整備に努める。 ④教育関係者等に対し、児童虐待に関する留意事項や、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、周知徹底を図る。	1	①庁内県民生活・男女参画課と連携を図り、配偶者暴力相談支援センターの周知、ドメスティック・バイオレンスに関する相談方法、情報提供等を生徒指導主事研究協議会や生徒に対する講演会で周知した。 ②情報の管理は適切に行っている。 ③6校の配置スクールカウンセラーについては、年間計画に基づいて活動した。要請スクールカウンセラーについては、必要に応じて要請されたものに対して派遣を行った。ただし、スクールソーシャルワーカーについては、高校には未設置であったため活用できなかった。 ④生徒指導研究協議会において教育関係者に対し、児童虐待に関する留意事項等について周知した。
113	5 被害者に対するその他の適切な情報提供・取組		43	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項を適切に行い、具体的な手続きを助言する。また、各種手続きについて、市町村や関係機関との連絡調整を行う。	1	各種手続きについて市町村や関係機関と連携した。また必要に応じてDV証明書を発行した。
114			43	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項を適切に行い、具体的な手続きを助言する。また、各種手続きについて、市町村や関係機関との連絡調整を行う。	1	被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項を適切に行い、具体的な手続きを助言。また市町村や関係機関との連絡調整を行っている。
115			43	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・法テラス山梨などの法律相談窓口に関する情報や、介護サービス、障害者の居住についてのサービス、一般旅券の申請についての情報提供を行う。	1	被害者の求めに応じて、必要な情報提供を行っている。法テラス山梨の法律相談窓口について情報提供した。
116			43	児童家庭課	(女性相談所) ・法テラス山梨などの法律相談窓口に関する情報や、介護サービス、障害者の居住についてのサービス、一般旅券の申請についての情報提供を行う。	1	被害者の求めに応じて、必要な情報提供を行い、法テラス山梨の法律相談窓口について情報提供している。
117			43	児童家庭課	(女性相談所) ・自助グループの情報提供や、グループづくりの支援を行う。	2	自助グループについて情報提供を行っている。
118	6 関係機関との連絡調整と情報の保護		45	児童家庭課	・関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催する。	1	関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催した。 (H24.10.19 会場：県庁北別館507会議室)
119			46	児童家庭課	(女性相談所) ・市町村等関係機関の実務担当者を集め、実務者会議を開催し、自立支援の連携ネットワーク化を図るとともに、具体的な事案に即した個別ケース検討会議を開催する。	1	市町村等関係機関の実務担当者を対象に、実務者会議を開催し、ネットワーク体制の推進を図った。 また具体的な事案に即した個別のケース検討会議型の研修会を開催した。 (H24.12.20)
120			46	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の相談内容や希望する支援の基本的事項を記入する共通の様式を設け、被害者が自立支援を受けるための複数の窓口における手続きを、並行して進められるよう努める。	1	DV共通シートを活用している。
121			46	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図る。	1	関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図っている。
122			46	児童家庭課	(女性相談所) ・関係機関に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけるとともに、住民基本台帳の閲覧制限措置や外国人登録原票の写しの請求等に対する適正な取扱いなど、被害者に関する情報保護の徹底を呼びかける。	1	住民基本台帳の閲覧制限措置のための事務処理を行っている。30件

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)		
第4 職務関係者による適切な配慮									
123	1 被害者への配慮		48	県警	・配偶者からの暴力の特性と被害者の立場を理解し、心身ともに傷ついていることに留意して職務を行う。また、不適切な対応で二次的被害が生じることのないよう、被害者の立場に立った対応に努める。	1	・配偶者からの暴力の特性と被害者の立場を理解し、心身ともに傷ついていることに留意して職務を行った。また、不適切な対応で二次的被害が生じることのないよう、被害者の立場に立った対応に努めた。		
124			48	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・配偶者からの暴力の特性と被害者の立場を理解し、心身ともに傷ついていることに留意して職務を行う。また、不適切な対応で二次的被害が生じることのないよう、被害者の立場に立った対応に努める。	1	被害者の立場に立って話しを十分聴き、更なる被害が生じないよう適切な対応に努めている。		
125			48	児童家庭課	・配偶者からの暴力の特性と被害者の立場を理解し、心身ともに傷ついていることに留意して職務を行う。また、不適切な対応で二次的被害が生じることのないよう、被害者の立場に立った対応に努める。	1	心身共に傷つき、相談にみえた被害者に対し「傾聴」「受容」「共感」を基本として面接等を行い、被害者の立場に立った支援を行っている。		
126			48	県警	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、被害者に関する情報の保護に十分配慮して職務を行う。	1	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、被害者に関する情報の保護に十分配慮して職務を行った。		
127			48	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、被害者に関する情報の保護に十分配慮して職務を行う。	1	被害者及びその関係者の安全確保を最優先して、被害者の居所や被害者の氏名など、被害者に関する情報の保護に努めている。		
128			48	児童家庭課	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、被害者に関する情報の保護に十分配慮して職務を行う。	1	被害者に関する情報の保護については十分配慮し、外部からの問い合わせについては一切回答していない。 また関係部局への連絡が必要な場合については、被害者の同意を得て行うなど、情報の保護に配慮している。		
129			48	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・被害者には、日本在住の外国人や障害をもつ人も当然含まれていること留意して、人権を尊重し配慮する。なお、被害者が不法滞在外国人である場合は、地方入国管理局と連携を図り、適切に対応する。	1	国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、常に被害者の人権を尊重し、適切対応に努めている。また、被害者が不法滞在外国人であったケースはないが、該当者が生じた場合には、地方入国管理局と連携して、適切に対応するよう心がけている。		
130			48	児童家庭課	・被害者には、日本在住の外国人や障害をもつ人も当然含まれていること留意して、人権を尊重し配慮する。なお、被害者が不法滞在外国人である場合は、地方入国管理局と連携を図り、適切に対応する。	1	被害者が外国人や障害をもった人であっても、人権を尊重し、対応に当たっている。日本語が不自由な人のために通訳を雇うための予算を計上している。また、被害者が不法滞在外国人であった場合には、入管と連携を図り対応している。		
131			2 職務関係者の資質向上のための取組の実施		49	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・相談担当職員等に必要情報を提供し、実際の業務に直結する研修を実施する。	1	実際の業務に直結するケース検討会議を年2回実施し、相談者の資質向上を図った。
132					49	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、的確に対応できる能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康が損なわれることのないよう配慮する。	1	実際の業務に直結するケース検討会議を年2回実施した。また公的機関DV実務者研修を年2回。市町村の相談員を対象にした実務者研修会を年6回、ファシリテーター養成講座を年1回実施し、相談員の資質の向上を図った。
133	49	児童家庭課			(女性相談所) ・専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、的確に対応できる能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康が損なわれることのないよう配慮する。	1	研修会等により対応能力の向上に努めている。また、ケース連絡会等により、情報の共有化、対応の方向性の検討を行い、相談員個人の負担軽減を図っている。		
134			49	県警	・暴力の特性等に理解を深めるため、警察職員に対する研修の実施と人材の育成を行う。	1	・暴力の特性等に理解を深めるため、各種教養の機会を通じ、警察職員に対する研修の実施と人材の育成を行った。		

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
第5 施策推進のための連携体制の強化							
135	1 関係機関との連携協力		51	児童家庭課	・「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催し、意見や情報の交換を通じて問題に対する認識を共有し、連携の強化を図る。	1	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催し、意見や情報の交換を通じて問題に対する認識を共有し、連携の強化を図っている。(H24.10.19 会場：県庁北別館507会議室)
136			51	児童家庭課	(女性相談所) ・市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、自立支援の連携ネットワーク化を図るとともに、具体的な事案に即した個別ケース検討会議を開催する。(再掲：番号)	1	市町村等関係機関の実務担当者を対象に、実務者会議を開催し、ネットワーク体制の推進を図った。 また具体的な事案に即した個別のケース検討会議型の研修会を開催した。(H24.12.20)
137			51	児童家庭課	・被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に緊密な連携を図るよう努める。	1	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催し、意見や情報の交換を通じて問題に対する認識を共有し、連携の強化を図っている。(H24.10.19 会場：県庁北別館507会議室)
138			51	県民生活・男女参画課	・市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。	1	市町村との連携会議及び職務担当者を対象とした研修会等において、市町村に基本計画策定及び支援センター設置を働きかけた。また国・県の情報提供を行った。 職務担当者研修会 H24.9.12 会場：ひゅあ総合 講演：「DV被害女性と子どもへの支援～フェミニストがケルリガの現場から～」 講師：ウメズ カケリガ 京都代表 井上摩耶子 さん
139			51	児童家庭課	・市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。	1	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努めている。
140			51	児童家庭課	(女性相談所) ・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努める。	2	実務者会議を開催し、県と市町村との役割分担について調整に努めているが、市町村の配偶者暴力相談支援センター設置には至っていない。
141			51	県民生活・男女参画課	・市町村職員に対し、必要な研修の機会を提供する。	1	職務担当者を対象とした研修会を行った。 職務担当者研修会 H24.9.12 会場：ひゅあ総合 講演：「DV被害女性と子どもへの支援～フェミニストがケルリガの現場から～」 講師：ウメズ カケリガ 京都代表 井上摩耶子 さん ・具体的な支援方法を学ぶ研修講座を全4回シリーズで実施した。
142			2 民間団体等との連携と協働		52	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じ、民間シェルターへの一時保護委託を行う。
143	52	児童家庭課			(女性相談所) ・民間団体の状況の把握に努める。	1	民間支援団体(くろーばー等)と連携するとともに、県外の民間団体の把握に努めている。
144	52	児童家庭課			(女性相談所) ・専門的な研修や、ケース検討会へ民間シェルター関係者に参加してもらうなど、連携に努める。	1	民間団体の構成員に研修会へ参加を呼びかけ、参加してもらっている。
145	52	児童家庭課			・「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、民間団体に理解と協力を求める。	1	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、民間団体に理解と協力を求めている。
146	52	県民生活・男女参画課			・様々な民間団体と連携を図りながら、より効果的な広報啓発を行う。	1	・職員対象研修会、県民講演会へ参加を呼びかけるとともに、国・県の情報をその都度提供する。啓発パンフレットを配布し広報を依頼した。 ・民間団体と共催にてフォーラムを開催した。(H24.12.1)
	52	県民生活・男女参画課			(ひゅあ総合) ・様々な民間団体と連携を図りながら、より効果的な広報啓発を行う。	1	民間の被害者支援団体との共催により、支援者・相談員・シェルタースタッフのスキルアップを図るために「ファシリテーター養成講座」を開催し、より効果的な広報啓発を図った。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成24年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
 2 一部実施した（同上）
 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	細項目	掲載頁	担当課	施策・取組の内容	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
147			52	県民生活・男女参画課	・相談員等に対する研修については、被害者支援に関わる民間団体の相談員等と連携を図り、効果的なスタッフ養成の場となるよう工夫する。	1	職務担当者を対象とした研修会では様々な機関に担当者の参加を要請し、研修会を行った。また、前年度のアンケート結果を踏まえ内容を考えるなど、効果的な研修の場となるように工夫をした。 職務担当者研修会 H24.9.12 会場：びゅあ総合 講演：「DV被害女性と子どもへの支援～フェミニストカウセリングの現場から～」 講師：ウメタ カウセリング 京都代表 井上摩耶子 さん ・相談員を対象とした全6回の講座を開催し、民間団体の相談員にも参加を呼びかけた。
148	3 苦情の適切かつ迅速な処理		53	県警	・申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	・申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努めた。
149			53	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	苦情の申し出はないが、申し出があった場合には、適切かつ迅速に対応するよう心がけている。
150			53	児童家庭課	(女性相談所) ・申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	申出のあった苦情について所内で検討し、改善に努めている。
151			53	県警	・苦情処理にあたっては、苦情処理制度に則して、適切かつ迅速に処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。	1	・苦情処理にあたっては、苦情処理制度に則して、適切かつ迅速に処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めた。
152			53	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・苦情処理にあたっては、苦情処理制度に則して、適切かつ迅速に処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。	1	苦情の申し出はないが、処理にあたっては、苦情処理制度に則して、適切かつ迅速に処理を行うよう心がけている。
153			53	児童家庭課	(女性相談所) ・苦情処理にあたっては、苦情処理制度に則して、適切かつ迅速に処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。	1	寄せられた苦情に対して、所内で対応を検討し、対応結果について第三者委員（苦情処理検討委員会）からアドバイスをもらい、職務へ反映させている。
154		4 調査研究の推進		54	児童家庭課	(女性相談所) ・秘密の保持や被害者の心情等に十分に配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を的確に把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1
			54	県民生活・男女参画課	(びゅあ総合) ・秘密の保持や被害者の心情等に十分に配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を的確に把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1	秘密の保持や被害者の心情等に十分に配慮しながら、被害の実態を的確に把握に努めている。また、把握した実態を踏まえて、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に努めている。
155			54	県民生活・男女参画課	・加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、今後国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	2	国の調査研究の動向や他県の状況について情報収集に努めているが、加害者の更正のための指導についての調査研究はしていない。
156			54	児童家庭課	・加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、今後国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	2	国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めている。

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策の平成24年度新規取組状況

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した（同上）
- 3 実施しなかった

	施策	項目	頁	担当課	事業・取組	平成24年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
1	未然防止対策としての若年層への啓発の実施			県民生活・男女参画課	デートDV防止に向けた教職員向け研修会の開催	1	○平成24年8月10日（金）ひゅあ総合で開催 講演「デートDV～デートDV防止に向けて今できること～」 講師 西山 さつき さん（NPO法人レジリエンス副代表） 参加者数：40名